

長浜市立学校給食センター廃食用油売払い仕様書

- 1 業務番号 令和7年度 長南学給セ第84号
- 2 名称 令和8年度長浜市立学校給食センター廃食用油売払い
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 引渡し場所及び年間廃食用油売買予定量

引渡し場所（施設名及び所在地）		年間予定量	引渡し頻度
長浜南部学校給食センター	長浜市南田附町 535 番地	約 10,000ℓ	10～12回
長浜北部学校給食センター	長浜市高月町高月 684 番地 1	約 4,000ℓ	4～6回

※年間予定量については、給食実施日数や献立等により大きく変わることがあるが、量の変動による単価変更は認めないものとする。

5 引渡し方法等

- (1) 廃食用油の引渡しは、学校給食センターからの指示によるものとし、原則、施設に設置している廃食用油タンク（長浜南部学校給食センター800ℓ槽、長浜北部学校給食センター800ℓ槽）から、タンクローリー車の吸引ホースにより直接行うものとする。廃食用油タンクへのホースジョイントについては、買受人が準備すること。
- (2) 引渡した廃食用油は、再資源化して適正に処理を行うこと。再資源化の際に生じる残渣（再生不能廃棄物）については、適正に処理すること。
- (3) 引渡日及び引渡時間は、学校給食センターの指示によるものとする。

6 回収完了報告及び売買代金の納付

- (1) 買受人は、廃食用油を回収する毎に廃食用油の回収量を記入し、売払人に報告しなければならない。
- (2) 買受人は、売払人の指定する期日までに廃食用油の売買代金を納付すること。

7 その他

- (1) 契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。
- (2) 廃食用油を回収するときは、学校給食センター職員の指示に従って行うものとする。
- (3) 廃食用油の受入れにかかる費用については、すべて買受人の負担とする。
- (4) 廃食用油の回収にあたっては、周辺施設に損害を与えないよう十分に注意すること。
なお、損害を与えたときは、買受人の責任において復旧すること。
- (5) 廃食用油が飛散又は流出することのないように注意し、迅速、丁寧に運搬すること。
- (6) 契約の履行に当たっては、消防法、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法等関係法令を遵守すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。